

令和 6 年

舞鶴市議会 6 月定例会議案

第 44 号議案～第 57 号議案

令和 6 年 6 月 3 日提出

提 出 議 案 一 覧 表

議 案 番 号	件 名	掲載頁
第 44 号 議 案	専決処分の承認を求めることについて (令和5年度舞鶴市一般会計補正予算(第12号))	1 専決書 別冊
第 45 号 議 案	専決処分の承認を求めることについて (舞鶴市市税条例の一部を改正する条例制定)	3
第 46 号 議 案	令和6年度 舞鶴市一般会計補正予算(第1号)	別冊
第 47 号 議 案	令和6年度 舞鶴市一般会計補正予算(第2号)	〃
第 48 号 議 案	令和6年度 舞鶴市下水道事業会計補正予算(第1号)	〃
第 49 号 議 案	舞鶴市市税条例の一部を改正する条例制定について	16
第 50 号 議 案	舞鶴市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格 基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の 一部を改正する条例制定について	18
第 51 号 議 案	舞鶴市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定に ついて	22
第 52 号 議 案	舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例制定について	24
第 53 号 議 案	工事請負契約について(舞鶴市西消防署庁舎新築工事)	26
第 54 号 議 案	工事請負契約の変更について(西舞鶴駅西口駅前広場 整備工事)	28
第 55 号 議 案	工事請負契約の変更について(倉梯小学校教室棟長寿 命化改修工事)	30
第 56 号 議 案	財産の取得について(はしご自動車)	32
第 57 号 議 案	市道路線の認定及び変更について	34

第 44 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により下記事項について別冊のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

令和 5 年度舞鶴市一般会計補正予算(第 12 号)(専決第 4 号)

令和 6 年 6 月 3 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

参 考

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 抜 粋

(長の専決処分)

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第 162 条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第 252 条の 20 の 2 第 4 項の規定による第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(第 4 項 略)

第 45 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

舞鶴市市税条例の一部を改正する条例制定(専決第 5 号)

令和 6 年 6 月 3 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

専決第 5 号

舞鶴市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、舞鶴市市税条例の一部を改正する条例制定について、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 31 日

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市市税条例の一部を改正する条例

舞鶴市市税条例(昭和 31 年条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

附則第 4 条の 4 の次に次の 4 条を加える。

(令和 6 年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第 4 条の 5 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、法附則第 5 条の 8 第 4 項及び第 5 項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和 6 年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が 1,805 万円以下である所得割の納税義務者(次条及び附則第 4 条の 7 において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第 34 条、第 35 条の 2 から第 35 条の 3 の 2 まで、附則第 2 条の 3 第 2 項、附則第 4 条第 1 項、附則第 4 条の 3 の 2 第 1 項、前条及び附則第 6 条の 2 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第 35 条の 2 の 2 第 2 項、第 47 条の 5 第 1 項及び前条の規定の適用については、第 35 条の 2 の 2 第 2 項及び前条中「附則第 5 条の 6 第 2 項」とあるのは「附則第 5 条の 6 第 2 項及び第 5 条の 8 第 6 項」と、第 47 条の 5 第 1 項中「課した」とあるのは「附則第 4 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるの

は「、附則第4条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第4条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。)、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の府民税の額(法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の府民税の額をいう。)及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額(以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。)からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の府民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額(以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期(以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。)においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第40条第1項に規定

する第 2 期の納期(以下この項及び次条第 1 項において「第 2 期納期」という。)
においてはその者の第 1 期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の
普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第 40 条第 1
項に規定する第 3 期の納期(以下この項において「第 3 期納期」という。)及び
同条第 1 項に規定する第 4 期の納期(以下この項において「第 4 期納期」とい
う。))においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控
除額がその者の第 1 期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、
その者の第 1 期分金額とその者の分割金額に 2 を乗じて得た金額との合計額に
満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第 1 期納
期及び第 2 期納期においてはしないものとし、第 3 期納期においてはその者の第
1 期分金額とその者の分割金額に 2 を乗じて得た金額との合計額からその者の
普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第 4 期納期
においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控
除額がその者の第 1 期分金額とその者の分割金額に 2 を乗じて得た金額との合
計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第
1 期納期、第 2 期納期及び第 3 期納期においてはしないものとし、第 4 期納期に
においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の府
民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和 6 年度分の個人の市民税(第 1 期納期から第 47 条第 1 項の規定により普通
徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。)を同項の規定により
普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。
(令和 6 年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例)

第 4 条の 7 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、第 47 条の 2 第 1 項の規定により
特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税
(第 3 項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。)の額及び
同条第 2 項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所
得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市

民税の額(附則第4条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。))の合算額(以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。))をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。))からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額(以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。))がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。))を控除した額をいう。以下この号において同じ。))を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。))をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。))に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。))並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。))は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。))に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除し

た残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びそ

の者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年 2 月 1 日から 3 月 31 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額、その者の 10 月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第 1 期納期及び第 2 期納期並びに当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの間における税額はないものとし、同年 2 月 1 日から 3 月 31 日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。
- 2 前項の規定の適用がある場合における第 47 条の 4 の規定の適用については、同条第 2 項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第 4 条の 7 第 1 項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。
- 3 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額(第 1 項の規定の適用があるものを除く。)については、次に定めるところによる。
 - (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第 47 条の 5 第 1 項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を 3 で除して得た金額(当該金額に 100 円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に 2 を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10 月分金額」という。)に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から 11 月 30 日までの間においてはその者の 10 月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年 12 月

1 日から翌年の 3 月 31 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の 10 月分金額以上であり、かつ、その者の 10 月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から 11 月 30 日までの間における税額はないものとし、同年 12 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの間においてはその者の 10 月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年 2 月 1 日から 3 月 31 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の 10 月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの間における税額はないものとし、同年 2 月 1 日から 3 月 31 日までの間においてはその者の第 47 条の 5 第 2 項の規定により読み替えられた第 47 条の 2 第 1 項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第 47 条の 4 の規定の適用については、同条第 2 項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第 4 条の 7 第 3 項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和 6 年度分の個人の市民税につき第 47 条の 6 第 1 項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和 7 年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第 4 条の 8 令和 7 年度分の個人の市民税に限り、法附則第 5 条の 12 第 3 項及び第 4 項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和 7 年度分特別税額控除額を、同条第 3 項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第 34 条、第 35 条の 2 から第 35 条の 3 の 2 まで、附則第 2 条の 3 第 2 項、附則第 4 条第 1 項、附則第 4 条の 3 の 2 第 1 項、附則第 4 条の 4 及び附則第 6 条の 2 の規定を適用した場合

の所得割の額から控除する。

附則第 5 条第 2 項中「前条」を「附則第 4 条の 4」に改め、同条第 3 項中「第 35 条の 3 の 2 第 1 項」の右に「、附則第 4 条の 5 第 1 項及び前条」を加え、「同項中」を「第 35 条の 3 の 2 第 1 項中」に、「あるのは、」を「あるのは」に、「とする」を「と、附則第 4 条の 5 第 1 項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第 5 条第 2 項及び」と、前条中「附則第 4 条の 4 及び」とあるのは「附則第 4 条の 4、次条第 2 項及び」とする」に改める。

附則第 7 条の 2 第 11 項中「附則第 15 条第 25 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号イ」に改め、同条第 12 項中「附則第 15 条第 25 項第 2 号ハ」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号ハ」に改め、同条第 13 項中「附則第 15 条第 25 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 25 項第 4 号イ」に改め、同条第 14 項中「附則第 15 条第 25 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 25 項第 4 号ハ」に改め、同条第 15 項を削り、同条第 16 項中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 37 項」に改め、同項を同条第 15 項とし、同条第 17 項中「附則第 15 条第 42 項」を「附則第 15 条第 41 項」に改め、同項を同条第 16 項とし、同条第 18 項中「附則第 15 条第 43 項」を「附則第 15 条第 42 項」に改め、同項を同条第 17 項とし、同条中第 19 項を第 18 項とし、第 20 項を第 19 項とする。

附則第 7 条の 3 第 14 項を同条第 15 項とし、同条第 13 項中「附則第 7 条第 17 項」を「附則第 7 条第 18 項」に改め、同項を同条第 14 項とし、同条第 12 項中「附則第 7 条第 16 項各号」を「附則第 7 条第 17 項各号」に改め、同項を同条第 13 項とし、同条第 11 項中「附則第 7 条第 11 項各号」を「附則第 7 条第 12 項各号」に改め、同項を同条第 12 項とし、同条第 10 項中「附則第 7 条第 10 項各号に規定する」を「附則第 7 条第 11 項各号に掲げる」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 9 項中「附則第 7 条第 9 項各号」を「附則第 7 条第 10 項各号」に改め、同項を同条第 10 項とし、同条第 8 項中「附則第 7 条第 8 項各号」を「附則第 7 条第 9 項各号」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条中第 7 項を第 8 項とし、第 3 項から第 6 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 市長は、法附則第 15 条の 7 第 1 項又は第 2 項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成 20 年法律第 87 号)第 5 条第 4 項に規定

する管理者等から、法附則第 15 条の 7 第 3 項に規定する期間内に施行規則附則第 7 条第 4 項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第 15 条の 7 第 1 項又は第 2 項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第 1 項又は第 2 項の規定を適用することができる。

附則第 8 条の前の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税にあっては、100 分の 2.5)」及び「(令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削り、同条第 2 項及び第 3 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 8 条の 2 中「地方税法等の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 7 号)附則第 14 条第 1 項」を「地方税法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 4 号)附則第 21 条第 1 項」に、「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 9 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「(令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削る。

附則第 10 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 10 条の 2 の見出し中「令和 4 年度又は令和 5 年度」を「令和 7 年度又は令和 8 年度」に改め、同条第 1 項中「令和 4 年度分又は令和 5 年度分」を「令和 7 年度分又は令和 8 年度分」に改め、同条第 2 項中「令和 4 年度適用土地又は令和 4 年度類似適用土地」を「令和 7 年度適用土地又は令和 7 年度類似適用土地」に、「令和 5 年度分」を「令和 8 年度分」に改める。

附則第 12 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 2 項中「令和 6 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31

目」に改める。

附則第 13 条の 3 第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 4 条の 5 及び附則第 4 条の 8 の規定の適用については、附則第 4 条の 5 第 1 項及び附則第 4 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 13 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 13 条の 4 第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 4 条の 5 及び附則第 4 条の 8 の規定の適用については、附則第 4 条の 5 第 1 項及び附則第 4 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 13 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 14 条第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 4 条の 5 及び附則第 4 条の 8 の規定の適用については、附則第 4 条の 5 第 1 項及び附則第 4 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 14 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 15 条第 1 項中「第 34 条の 2 の」を「第 33 条の 3 の」に改め、同条第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 4 条の 5 及び附則第 4 条の 8 の規定の適用については、附則第 4 条の 5 第 1 項及び附則第 4 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 15 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 16 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 4 条の 5 及び附則第 4 条の 8 の規定の適用については、附則第 4 条の 5 第 1 項及び附則第 4 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 16 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 17 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 4 条の 5 及び附則第 4 条の 8 の規定の適用については、附則第 4 条の 5 第 1 項及び附則第 4 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 17 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 17 条の 2 第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 4 条の 5 及び附則第 4 条の 8 の規定の適用については、附則第 4 条の 5 第 1 項及び附則第 4 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 17 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 17 条の 2 第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 4 条の 5 及び附則第 4 条の 8 の規定の適用については、附則第 4 条の 5 第 1 項及び附則第 4 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 17 条の 2 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 17 条の 3 第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 4 条の 5 及び附則第 4 条の 8 の規定の適用については、附則第 4 条の 5 第 1 項及び附則第 4 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 17 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 17 条の 3 第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 4 条の 5 及び附則第 4 条の 8 の規定の適用については、附則第 4 条の 5 第 1 項及び附則第 4 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 17 条の 3 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
(固定資産税に関する経過措置)
- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の舞鶴市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 5 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 4 号)第 1 条の規定による改正前の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。次項及び附則第 5 項において「旧法」という。)附則第 15 条第 25 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 平成 29 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に受けた旧法附則第 15 条第 32 項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和 2 年法律第 43 号)の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に整備された旧法附則第 15 条第 39 項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税につ

いては、なお従前の例による。

第 49 号議案

舞鶴市市税条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 6 月 3 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市市税条例の一部を改正する条例

舞鶴市市税条例(昭和 31 年条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 51 条第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 51 条第 3 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第 56 条中「第 64 条第 4 項」を「第 152 条第 5 項」に改める。

第 71 条第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 71 条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項」に、「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第 139 条の 3 第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認

める場合は、この限りでない。

第 139 条の 3 第 3 項中「によって」を「により」に改める。

附則第 2 条の 2 の 3 を削る。

附則第 7 条の 2 中第 19 項を第 21 項とし、第 16 項から第 18 項までを 2 項ずつ繰り下げ、第 15 項を第 16 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

17 法附則第 15 条第 38 項の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

附則第 7 条の 2 中第 14 項を第 15 項とし、第 11 項から第 13 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 10 項の次に次の 1 項を加える。

11 法附則第 15 条第 25 項第 2 号に規定する設備について同号の条例で定める割合は、7 分の 6 とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 56 条の改正規定 令和 7 年 4 月 1 日

(2) 附則第 2 条の 2 の 3 を削る改正規定 公益信託に関する法律(令和 6 年法律第 30 号)の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日

提案理由

地方税法の改正に伴い、滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置を講ずる等所要の改正を行いたいので提案する。

第 50 号議案

舞鶴市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 6 月 3 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

舞鶴市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成25年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、」を削り、「において土木工学科若しくは」を「において土木工学科又は」に、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この条において「水道等」という。)」に改め、「者」の右に「(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同条第2号中「の土木工学科」を削り、「これ」を「旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に改め、「者」の右に「(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同条第3号中「による専門学校」の右に「(次号において「短期大学等」という。)」を、「修了した後」の右に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の右に「(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同条第8号中「1年以上水道」を「1年以上水道等」に改め、「有するもの」の右に「(6月以

上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同条第10号とし、同条第7号中「若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号」を「から第6号まで」に改め、「又は学科目」を削り、「水道」を「水道等」に改め、「者」の右に「(それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経過年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同条第9号とし、同条第6号中「1年以上、第2号の規定による卒業をした者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの」を「2年以上、第2号の規定による卒業をした者にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(第1号の規定による卒業をした者にあつては1年以上、第2号の規定による卒業をした者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」に改め、同号を同条第8号とし、同条第5号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の右に「(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同条第7号とし、同条第4号中「よる中等学校」の右に「(次号において「高等学校等」という。)」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の右に「(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

第3条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

第3条に次の1号を加える。

- (11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

第4条第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第4号中「及び第4号」を「又は第5号」に、「に関する学科目」を「の課程」に、「学科目以外の学科目」を「課程以外の課程」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第5号中「第2号」を「第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に改め、同条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改め、同条に次の2号を加える。

- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第4条第6号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第4条第6号に規定する講習の課程を修了している者については、この条例による改正後の同号に規定する者とみなす。

提案理由

水道法施行令等の改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準を改めたいので提案する。

第 51 号議案

舞鶴市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 6 月 3 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市国民健康保険条例の一部を改正する条例

舞鶴市国民健康保険条例(昭和 34 年条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 を次のように改める。

第 4 条の 2 削除

第 5 条第 2 項中「健康保険法等」を「健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)、船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)、私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)、国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)又は地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)(以下「健康保険法等」という。)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に被保険者が受けたこの条例による改正前の第 4 条の 2 に規定する歯科医療に係る一部負担金に関する取扱いについては、この条例の施行後も、なお従前の例による。

提案理由

児童のう歯保有率の改善等に伴い、小学校の児童の歯科医療に係る一部負担金に関する特例措置を廃止したいので提案する。

第 52 号議案

舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例制定について

舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 6 月 3 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条
例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 30 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25
人」に改める。

第 32 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25
人」に改める。

第 45 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25
人」に改める。

第 48 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25
人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

関係府令の改正に伴い、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所における保育士又は保育従事者の配置基準を改めたいので提案する。

第 53 号議案

工事請負契約について

下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

記

1 契約の目的

舞鶴市西消防署庁舎新築工事

2 契約の方法

一般競争入札

3 契約金額

1, 521, 476, 000 円

4 契約の相手方

名 称 金下・田中・西工舎特定建設工事共同企業体

代表者 宮津市字須津 471 の 1

金下建設株式会社

代表取締役社長 金下 昌司

構成員 舞鶴市字倉谷 1016 番地

株式会社田中工務店

代表取締役 柿野 剛清

構成員 舞鶴市字引土 59 番地

株式会社西工舎

代表取締役 丸岡 隆志

所在地 宮津市字須津 471 の 1

令和 6 年 6 月 3 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

提案理由

舞鶴市西消防署庁舎新築工事に係る請負契約を締結したいので提案する。

参 考

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年条例第 13 号) 抜 粋

(議会の議決に付すべき契約)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号の規定により
議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工
事又は製造の請負とする。

第 54 号議案

工事請負契約の変更について

下記のとおり工事請負契約の変更契約を締結するものとする。

記

1 契約の目的

西舞鶴駅西口駅前広場整備工事

2 変更前契約金額

286, 110, 000 円

3 変更後契約金額

337, 612, 000 円

4 契約の相手方

名 称 鶴美・今村特定建設工事共同企業体

代表者 舞鶴市字市場 202 番地 36

鶴美建設株式会社

代表取締役 久富 慶亮

構成員 舞鶴市上安東町 2

今村工業株式会社

代表取締役 西山 桂一

所在地 舞鶴市字市場 202 番地 36

令和 6 年 6 月 3 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

提案理由

西舞鶴駅西口駅前広場整備工事に係る請負契約の変更契約を締結したいので提案する。

第 55 号議案

工事請負契約の変更について

下記のとおり工事請負契約の変更契約を締結するものとする。

記

1 契約の目的

倉梯小学校教室棟長寿命化改修工事

2 変更前契約金額

595,650,000 円

3 変更後契約金額

600,380,000 円

4 契約の相手方

名 称 総進・アトラス・水嶋特定建設工事共同企業体

代表者 舞鶴市行永東町 35 番地 5

株式会社総進建設工業

代表取締役 稲生 丈則

構成員 舞鶴市大字森小字大谷 160 番地

株式会社アトラス

代表取締役 水嶋 守

構成員 舞鶴市大字森小字大谷 160 番地

株式会社水嶋工業

代表取締役 菅村 清輝

所在地 舞鶴市行永東町 35 番地 5

令和 6 年 6 月 3 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

提案理由

倉梯小学校教室棟長寿命化改修工事に係る請負契約の変更契約を締結したいので提案する。

第 56 号議案

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するものとする。

令和 6 年 6 月 3 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

記

1 取得する財産(動産)

はしご自動車 1 台

2 取得の方法

指名競争入札

3 取得価格

163,680,000 円

4 取得の目的

車両の老朽化に伴う更新のため

5 取得の相手方

兵庫県朝来市和田山町玉置 461

有限会社西垣消防器具製作所

代表取締役 西垣 雅彰

提案理由

車両の老朽化に伴う更新のため、はしご自動車を取得したいので提案する。

参 考

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 13 号） 抜 粋

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第 3 条 地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格 3,000 万円以上の不動産又は動産の買入れ又は売払い（土地については、一件 5,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。）とする。

第 57 号議案

市道路線の認定及び変更について

下記のとおり市道路線を認定し、及び変更することについて、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 8 条第 2 項(同法第 10 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 3 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

記

1 認定する路線

路 線 名	起 点 及 び 終 点		重要な経過地
大縄 2 号線	舞鶴市字倉谷小字大縄 1350 番 23	から	
	舞鶴市字倉谷小字大縄 1350 番 51	まで	

2 変更する路線

路 線 名	変更	起 点 及 び 終 点		重要な経過地
東戸田井砂入 2 号線	前	舞鶴市字七日市小字砂入 440 番 1	から	
		舞鶴市字七日市小字中丁 433 番 7	まで	
	後	舞鶴市字七日市小字砂入 440 番 1	から	
		舞鶴市字七日市小字中丁 433 番 11	まで	

提案理由

倉谷地区の路線の市道認定及び七日市地区の市道路線の変更を行いたいので提案する。

参 考

道路法(昭和 27 年法律第 180 号) 抜 粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(第 3 項以下 略)

(路線の廃止又は変更)

第 10 条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第 7 条第 2 項から第 8 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第 8 条第 2 項から第 5 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。